

青森県報

号外第三十三号

平成二十一年
四月一日
(水曜日)

目 次

告 示

建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格……………(監理課)…

告 示

青森県告示第二百四十九号

平成二十一年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）（第四条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する第百六十七条の五第二項並びに特例政令第四条の規定に基づき、当該建設工事及び建設関連業務に係る契約についての一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、「競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり公示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 資格審査の区分

1 建設工事

資格審査は、建設業法別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに区分して行う。

2 建設関連業務

資格審査は、次に掲げる業種ごとに区分して行う。

(一) 測量業務

(二) 建築関係建設コンサルタント業務

(三) 土木関係建設コンサルタント業務

(四) 地質調査業務

(五) 補償関係コンサルタント業務

二 競争入札参加資格

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号。以下「建設工事規則」という。）第二条の定めるところにより、次のとおりである。

(一) 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

(二) 四の１に規定する競争入札参加資格審査申請書又は電子情報処理組織を使用して行う申請に係る様式及び四の１の知事が定める書類に記載又は記録をすべき重要な事項について記載又は記録をし、かつ、それらの記載又は記録の内容が事実と反していないこと。

(三) 建設業法第三条第一項の規定による許可（同条第三項の許可の更新を含む。）を受けていること。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号。以下「関連業務規則」という。）第二条の定めるところにより、次のとおりである。

(一) 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

(二) 四の２に規定する資格審査申請書（四の２の規定により添付しなければならない書類を含む。）の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

- 三 資格審査の申請の時期
資格審査の申請の時期は、随時とする。
- 四 資格審査の申請の方法

1 建設工事

資格審査の申請は、建設工事規則第四条第一項の定めるところにより同項に規定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。

(一) 県内に主たる営業所を有する者及び県外に主たる営業所を有する者のうち本県に事務所又は事業所を有している者にあつては、申請日以前三十日以内に地域県民局長が交付する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の納税証明書
の原本

(二) 個人である場合で、平成二十一年一月一日時点で県内の市町村に住所を有する者にあつては、申請日以前三十日以内に当該市町村長が交付する個人住民税の納税証明書の原本

(三) 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三条第一項及び雇用保険法（昭和四十九年法律第六十号）第五条第一項の規定による労働保険の強制適用事業所を営む者にあつては、申請日前に納期限が到来したもののうち直近十二箇月分の労働保険料の概算・確定保険料申告書及び労働保険料の領収証書の写し

(四) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第六条第一項の規定による社会保険の強制適用事業所を有する者にあつては、社会保険事務所長が発行した申請日の直前十二箇月分の社会保険料の納付証明書の原本

(五) 申請日以前九十日以内に国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（第二百一十三条第一項の規定により税務署長が交付する消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）の証明書の写し

(六) 総合評定値通知書（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）に定める項目及び基準により審査が行われたものに係るものに限る。）の写し

(七) 県内に主たる営業所を有しない者にあつては、営業所一覧表（工事第一号様式）

- (八) 工事の種類が、土木一式工事又は建築一式工事に係る資格審査の申請をする者のうち、(六)の経営事項審査の総合評定値通知書に記載された技術職員数に増減があるものにあつては、技術職員調書（工事第二号様式）及びその記載内容を確認できる書類
- (九) 角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手をちよう付したもの一通

2 建設関連業務

資格審査の申請は、関連業務規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に持参又は郵送して行わなければならない。この場合において、資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百七十七号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百八十八号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第四条第三項第四号に規定する書面の写し及び同規程第八条第一項第三号に規定する書面の写し（同項の規定により提出している場合に限る。）並びに同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写しの提出をもつて(七)、(八)及び(九)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(一) 業者調書（関連業務第一号様式）

(二) 業務調書（関連業務第二号様式）

(三) 有資格者数調書（関連業務第三号様式）

(四) 有資格者一覧表（関連業務第四号様式）

(五) 業務実績一覧表（関連業務第五号様式）

(六) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする登録等の証明書の写し

(七) 資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者である場合にあっては建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経振発第九十四号建設省建設経済局建設振興課

五 競争入札参加資格の認定

- (長通知) 4の規定による通知の写し、地質調査業登録業者である場合にあつては地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針の策定について(平成八年十一月十三日付け建設省経振発第百二号建設省建設経済局建設振興課長通知) 3の規定による通知の写し、補償コンサルタント登録業者である場合にあつては補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について(平成六年六月二十日付け経整発第四十四号建設省建設経済局調整課長通知) 5の規定による通知の写し
- (ハ) 法人である場合にあつては登記事項証明書
- (九) 法人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (十) 県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者のうち本県に事務所又は事業所を有している者にあつては、申請日以前三十日以内に地域県民局長が交付する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の原本
- (ロ) 個人である場合で、平成二十一年一月一日時点で県内の市町村に住所を有する者にあつては、申請日以前三十日以内に当該市町村長が交付する個人住民税の納税証明書の原本
- (ハ) 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第一項及び雇用保険法(昭和四十九年法律第六十号)第五条第一項の規定による労働保険の強制適用事業所を営む者にあつては、申請日前に納期限が到来したもののうち直近十二箇月分の労働保険料の概算・確定保険料申告書及び労働保険料の領収証書の写し
- (ニ) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第三項及び厚生年金保健法(昭和二十九年法律第一百五号)第六条第一項の規定による強制適用事業所を有する者にあつては、社会保険事務所長が発行した申請日の直前十二箇月分の社会保険料の納付証明書の原本
- (ホ) 申請日以前九十日以内に国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百一十三条第一項の規定により税務署長が交付する消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書の写し
- (ヘ) 常勤の従業員数を確認できる書類の写し
- (ト) 角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手をちよう付したもの一通

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、建設工事規則第五条及び第六条の定めるところにより、次のとおり認定する。

- (一) 一の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、別に定める青森県建設工事競争入札参加資格審査要領により、申請に係る建設工事の種類ごとに建設工事規則別表第一及び別表第二に掲げる各項目を点数化し、その総合数値の点数順に等級の区分を付して競争入札参加資格があるものと認定する。
- (二) 一の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、関連業務規則第五条の定めるところにより、次のとおり認定する。

- (一) 一の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、当該資格があるものと認定する。
- (二) 一の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、建設工事規則第五条の二又は関連業務規則第五条の二の定めるところにより、資格審査を受けた者に通知する。

七 競争入札参加資格の有効期間

1 建設工事

競争入札参加資格の有効期間は、建設工事規則第七条の定めるところにより、平成二十一年六月三十日までに六の規定による通知があった者については同年七月一日から平成二十二年六月三十日まで、平成二十一年七月一日から平成二十二年六月三十日までに六の規定による通知があった者については当該通知があった日から平成二十二年六月三十日までとする。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の有効期間は、関連業務規則第六条の定めるところにより、平成二十一年六月三十日までに六の規定による通知があった者については同年七月一日から平成二十三年六月三十日まで、平成二十一年七月一日から平成二十三年六月三十日までに六の規定による通知があった者については当該通知があった

工事第二号様式

(表) 技 術 職 員 調 書

建設業許可番号
商号又は名称

No	氏 名	生年月日	土木一式工事関係		建築一式工事関係	
			1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士	2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士	1級建築施工管理技士又は1級建築士	2級建築施工管理技士又は2級建築士
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
計						

(裏)

資格区分	説 明
1級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
2級土木施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者
2級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工とするものに合格した者
技術士	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
2級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による1級建築士の免許を受けた者
2級建築士	建築士法第4条の規定による2級建築士の免許を受けた者

注1 土木一式工事関係及び建築一式工事関係について、総合評定後通知書記帳の技術職員数から増減がある場合、土木又は建築関係の資格を有するすべての常勤技術職員を生年月日順に記入し、該当する資格欄に○印を記入することとする。同一人が級相当と2級相当の両方の資格を有している場合は、上位の資格の欄のみに○印を記入すること。

2 県内建設業者にあつては財団法人青森県建設技術センターへの登録技術者として一致すること。県外建設業者にあつては資格証及び常勤確認資料を提出すること。

3 資格の詳細については、裏面のとおりとする。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

関連業務第一号様式

業 者 調 査

(測量・建設コンサルタント等)

申請区分 (1:新規、2:更新その他) (90:県内、91:県外)

登録番号 (例) 90-777 (1:法人、2:個人、9:組合)

(本社情報) (1:新規、2:更新その他)

フリガナ

商号又は名称

代表者氏名

都道府県名

市区町村名

所在地

建物名・階

電話番号

(東北地域) (1:あり)

青森県内で契約締結権限を有する本店、支店等の有無

青森県内で契約締結権限を有しない連絡所等の有無

青森県以外の東北地域(岩手・宮城・秋田・山形・福島)に契約締結権限を有する本店、支店等の有無

(受任営業所情報)

受任者

受任営業所名

都道府県名

市区町村名

所在地

建物名・階

電話番号

(資本、職員)

営業年数 年

資本金 千円

自己資本 千円

全職員数 人

【常勤】
関連業務の技術職員数 人

上記の内、所定の有資格者数 人

申請事務担当者

所属

氏名

連絡先

関連業務第二号様式

業 務 調 査

申請業務・登録業務 (1:申請する)

業務区分	申請	登録
測量一般	-	-
測定の調整	-	-
航空測量	-	-
建築一般	-	-
建築関係	-	-
建築関係	-	-
衛生	-	-
電気	-	-
電気設備積算	-	-
電気設備積算	-	-
機械設備積算	-	-
調査	-	-
地質調査	-	-
土地調査	-	-
土地評価	-	-
物件	-	-
機械工作物	-	-
営業補償、特殊補償	-	-
事業損失	-	-
補償関連	-	-
不動産鑑定	-	-
登記手続等	-	-

業務区分	申請	登録
河川、砂防及び海岸、海洋	-	-
港湾及び空港	-	-
電力土木	-	-
道路	-	-
鉄道	-	-
上下水道及び工業用水道	-	-
下水道	-	-
農業土木	-	-
森林土木	-	-
水産土木	-	-
廃棄物	-	-
造園	-	-
都市計画及び地方計画	-	-
地質	-	-
土質及び基礎	-	-
鋼構造及びコンクリート	-	-
トンネル	-	-
施工計画、施工設備及び積算	-	-
建設環境	-	-
機械	-	-
電気電子	-	-
環境調査	-	-
その他	-	-

記載要領 1 「測量の測量一般、地図の測量及び航空測量」、「建築関係コンサルタントの建築一般」、「補償関係コンサルタントの不動産鑑定」を希望する方は、法律上の登録が必要ではありません。

2 補償関係及び土木関係コンサルタントについては、登録のない期間に「1」、登録のない期間を空白としてください。

登録を受けている事業 (1:登録あり)

測量業者	
建築士事務所	
建設コンサルタント	
地質調査業者	
補償コンサルタント	
不動産鑑定業者	
土地家屋調査士	
司法書士	
計量証明業者	

業務実績高 (千円) 直前1年決算 直前2年決算

測量	(平均)	(平均)
建築関係		
土木関係		
地質調査		
補償関係		

※消費税込及び地方消費税抜きの金額

関連業務第五号様式

業 務 実 績 一 覧 表

(測量・建築・土木・地質・補償)

発注区分	契約相手先	元請 ・下請	契約件名	業務対象の規模	業務履行場所 の都道府県名	契約金額 (千円)	着手年月	完成(予定)年月
青森県								
青森県								
他公共								
他公共								
民間								
民間								

記載要領

- 1 希望する業種区分ごとに作成してください。(測量、建築関係、土木関係、地質調査、補償関係)
- 2 発注区分ごとに、直前2年間の主な契約について、2件以内を記入してください。(完成、未成を含む。)
- 3 「業務対象の規模」欄には、例えば測量における面積や精度等、設計における構造や延面積等を記入してください。
- 4 「契約金額」欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。(千円未満四捨五入)

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭